

この四月十日附の帝國海軍戰時編制改定に加ふるに、前述の日附の聯合艦隊第二段作戰兵力部署の發令に依り、新南西方面艦隊司令長官は麾下兵力に加ふるに第二十一、第二十三航空戰隊を以つて南方地域の作戰に任ずることとなつた。その任務とするところは聯合艦隊第二段作戰兵力部署に示された主要任務であつた。

### 第三 防衛分擔と軍政實施

南方占領地域の防衛擔任を陸海軍間に於て如何に分擔せしむべきかについては、同地域の軍政實施擔任とも直接關聯を有し、延いては爾後に於ける同方面資源開發とも關係を有した爲、陸海軍中央當局に於て種々折衝の結果、一九四二年初頭、これが決定を見大海指を以て指示せられた。この防衛地域の分擔は根本方針に於ては、爾後大なる變化はなかつたが、

細部に於ては戦況に應じ變化が行はれた。その變遷を示せば概ね次の通りである。

即ち一九四二年一月三日及び一月二十日には夫々大海指第三八號及び同第四三號を以つてヒリツピン群島及び英領マレー、蘭領東印度方面の警備に關する陸海軍中央協定が示された。

#### 大海指第三八號

ヒリツピン群島警備に關する陸海軍中央協定

ヒリツピン群島の警備は海上竝に海軍施設區域及海軍擔任航空基地は

海軍總務擔任し其の他は陸軍之を擔任す

ニ海軍施設區域は一占領地軍政實施に關する陸海軍中央協定」に基く、

「海軍根據地、陸軍海運地、船舶港務關係中央協定」別紙第一所定の通

海軍擔任航空基地は「南方作戰海陸軍航空中央協定追補其の一」所定の通

大海指第四三號

英領マレー、蘭領東印度方面警備に関する陸海軍中央協定

英領マレー、英領ボルネオ、ジオバ、スマトラの警備は海上並に海軍施設區域及海軍擔任航空基地には海軍之を擔任し、其の他は陸軍之を擔任す

ジャバ、スマトラ以外の蘭領印度の警備は陸軍部隊駐屯地區は陸軍

海軍

之を擔任し其の他は海軍之を擔任す

陸軍部隊駐屯地區の境界は現地陸海軍指揮官の協定に依る

海軍施設區域は別に指示せらるる「占領地軍政實施に関する陸海軍

中央協定」に基く「海軍根據地、陸軍海運地、船舶港務關係中央協

定」別紙第二、第三所定の通

海軍擔任航空基地は「南方作戰海陸軍航空中央協定追補其の」所  
定の通

越へて一九四二年六月二十七日には大海指第一〇九號を以つて「  
南方要域防衛に関する陸海軍中央協定」が示達せられたが、これは現在  
資料不足の爲遺憾ながら其の内容を詳にし得ない（がしかし一九四三年

海軍

1673

一月改定中央協定（後述）と大差ないものと思はれる）

一九四二年八月二十一日にはチモール島の擔任變更に關し（大海指第一二二號）同じく十月十五日には小スンダ列島及びアルタニンバル諸島方面の防衛強化に關しそれぞれ中央協定が作定せられた。

大海指第一二二號

南方要域防衛に關する陸海軍中央協定中改定

一第六防衛分擔の第一項中小スンダ列島を小スンダ列島（チモール島を除く）に改む

ニ第六防衛分擔の第六項を左の通改む

チモール島の直接防衛は主として陸軍之に任ず

海軍

1674

但し陸軍は緊要なる要點を直接守備する外は勉めて兵力を集結し海軍は防空を擔任すると共に陸軍の防衛を援助す  
細部に関しては現地陸海軍關係者指揮官間に於て協定するものとす

大海指第一四六號

小スンダ列島及タニンバル竝にアル諸島方面防衛強化に關する陸海軍中央協定

一 作戰目的

スンバ島及タニンバル竝にアル諸島等の守備兵力を増勢し其の防衛を強化するに在り

一 使用兵力

海軍

1675

南方軍の一部

三 作戦要領

陸軍は海軍護衛の下に前記諸島に上陸し其の防衛を強化す

四 防衛及指揮關係

(一) 南方要域防衛に關する陸海軍中夾協定第六に依る防衛分擔中小スン  
ダ列島及タニンバル諸島及ゾル諸島の直接防衛は主として陸軍之を  
擔任し航空兵力を以てする防衛は主として海軍擔任す 但しレ號作  
戦一段落迄は陸海軍航空部隊協同擔任するものとす

(二) 前記諸島に於ける海軍陸戦隊最高指揮官は陸上の防衛に關し夫々陸  
軍最高指揮官の指揮を受くるものとす 但し海軍指揮官上級の場合  
に於ては陸軍は陸上の防衛に關し其の指揮を受くるものとす

海軍

1676

其の他

海軍は陸軍の補給衛生等に関し爲し得る限り之を援助す

本細部に関しては南方軍總司令官、南西方面艦隊司令長官間に協定する  
ものとする

一九四三年一月十三日には、南方要域防衛に関する陸海軍中央協定  
(改定)が作定せられた。本協定は爾後、戦闘終結に至るまで何等の改定  
はなかつた。

大海指第一八九號

南方要域防衛に関する陸海軍中央協定(改定)

海軍

1677

「註」

一 本協定に於て南方要域と稱するは舊蘭領ニューギニヤ以西の南方占領地域（泰國及印膠支那を含む）を謂ふ

二 本協定は昭和十七年六月二十九日策定の「南方要域防衛に關する陸海軍中央協定」を情勢に應じ改定したるものとす

第一節 總 則

第一 本協定は南方要域防衛に關し既に定められたる左の各陸海軍中央協定並に之に基く現地協定に據るの外準據すべき事項を規定す

占領地軍政實施に關する陸海軍中央協定 同追補ヒリツピン群島警備に關する陸海軍中央協定

英領マレー、蘭領印膠方面警備に關する陸海軍中央協定

海 軍

1678

陸軍海運地、海軍根據地、船舶港務關係中央協定

## 第二節 防衛方針

第一 陸海軍協同し極力艦艇並航空兵力を以てする進攻作戦を實施し敵の反撃企圖を破挫するに努む

第二 速に要地の防備を強化し敵の來攻に際しては陸海軍緊密なる協同の下に之を先制撃破す

第三 南方海面及内地南方要域間の海上交通を安全ならしむ

## 第三節 防衛要領

### 第四 防衛の分擔

占領地域の海上防衛は海軍其の他の直接防衛はアングマン群島、ニコバル群島、クリスマス島、南ボルネオ及セレベスは主として海軍其の他は

海軍

主として陸軍之に任ずるを原則とするも作戦の要求に應じ陸海軍協同之に任ず

#### 第六 進攻作戦

一 海軍は占領地域一帯の海面を制壓索敵警戒に任ずると共に適時濠洲並印度洋方面に對し航空進攻作戦及潜水艦戦を實施し又敵情に應じ艦艇を以て洋上に進撃し敵艦船を捕捉撃破す

二 陸軍は其の航空部隊を以て主として西南支那及東北印度方面に於ける敵航空兵力其の他要點の破潰に任じ又所要に應じ附近敵艦船等に對する攻撃に協力す

#### 第七 直接防衛

一 直接防衛の重點を敵の脅威下に在る主要航空基地、港灣、精油所及

敵の予想上陸點等におく

ニ陸軍は海軍の防衛擔任地域中アンダマン群島に對しては常時爾他の諸島に對しては所要に應じ一部兵力を派遣して其直接防衛に協力す

但し海軍も亦陸軍の防衛擔任地域中主として海軍關係の要地等の直接防衛に關しては陸軍に協力し又は自ら之に任するものとす

ニ敵潜水艦の侵入を阻止する爲海軍は防備上必要とする海峡等を閉鎖又は制扼す 但し陸軍擔任地域に於ける右閉鎖の實施に方りては現地關係陸軍指揮官と協議するものとす

四南方要域に於ける主要港灣の海上防備は海軍之を擔任す

五前二項の防備實施の爲必要ある場合は海軍は現地關係陸軍指揮官と

海軍

協議の上陸軍主擔任地域中の所要地點に防備施設を設置し且所要の人員を配備す

#### 第八 海上交通保護

一海軍は南方海面一帯に於て敵潜水艦の侵入を阻止すると共に之か掃蕩を強化す

一南方海面及内海南方要域間海上交通保護は海軍の擔任とし陸軍之に協力す

陸軍關係船舶護衛實施の細項に關しては關係陸海軍指揮官間の協定する所に依る

#### 第四節 航空

第九 航空に關しては別冊「陸海軍航空中央協定」に據る

## 第五節 指揮關係

第六 陸海軍部隊同一方面に位置する場合海軍陸戦隊最高指揮官は陸上の防衛に關し夫々當該方面陸軍最高指揮官の指揮を受くるものとする  
但し右海軍指揮官が上級の場合に於ては陸軍指揮官は陸上の防衛に關し海軍指揮官の指揮を受くるものとする

## 第六節 陸海軍指揮官の協定

第十一 左の陸海軍指揮官をして本協定に基き成るべく速に防衛に關する協定を行はしむ

南方軍總司令官と  
聯合艦隊司令長官

南西方面艦隊司令長官

第十四軍司令官と

第三南遣艦隊司令長官

海軍

## 第七節 相互連絡其の他

第十二 陸海軍は防衛上必要なる兵力配備其の他所要の事項を相互に通報するものとす

第十三 重要なる情報特に敵の反攻又は擾亂の企圖を判断するに足るものは機を失せず關係陸海軍指揮官に於て通報するものとす

第十四 自今舊蘭領ニューギニヤを西部ニューギニヤ、舊英領ニューギニアを東部ニューギニヤと稱呼す

一 万占領地の軍政實施に關する陸海軍の擔任區分に就いては開戦と共に、大本營陸海軍部間に左の通り協定せられた

一 陸軍主擔任區域（海軍は副擔任とす）

海  
軍

香港、比島、英領馬來、スマトラ、ジャバ、英領ボルネオ、ビルマ  
 海軍主擔任區域（陸軍は副擔任とす）

蘭領ボルネオ、セレベス、モルツカ諸島、小スンダ列島、ニューギニア  
 ビスマルク群島、グアム

しかして、軍政指導の要綱としては大本營政府連絡會議に依り、左の  
 通り定められた

一 軍政實施の目的

治安の恢復

重要國防資源の急速取得

作戰軍現地自活の確保

二 軍政實施の基本要綱

(イ) 軍政實施に當りては極力殘存統治機關を利用し從來の組織及民族的價  
 習を尊重すること

(ロ) 占領軍は作戰に支障なき限り重要國防資源の獲得及開發を促進すべき  
 措置を講ずること

(ハ) 國防資源の獲得と占領軍の現地自活の爲努めて民生に重大なる影響を  
 及ぼさざるを旨とし宣撫上の要求と右目的との調和に留意すること

(ニ) 米英蘭國人に對する取扱は軍政實施に協力せしむる如く指導するも之  
 に應ぜざるものは已むを得ず退去等の措置を講ずること

(ホ) 植民國人の現存權益は之を尊重するも爾後の擴張は努めて之を制限す  
 ること

(ヘ) 華僑に對しては蔣政權より分離し我が施策に協力同調する如く指導す

ること

(ハ) 原住民に對しては日本軍に對する信倚觀念を助長せしむる如く指導すること

(ニ) 作戰開始後新に進出すべき邦人の事前に其の素質を嚴選するも曾て此等の地方に在住せし歸朝者再後船に關しては優先的に考慮すること

しかして軍政の實施に當つては次の通りであつた。南方作戰終了當初に於ては、戦後破壊せられた原住民治安秩序の速かなる恢復、これが宣撫並にわが作戰に協力を目途として作戰の進展に伴ひ直接民政を擔當すべき民政部を逐次主要地點に設置した。始めに設置せられたのはバリツグババ、マカツサル、アンボン民政部で、これ等は同地所在の特別根據地隊司

海軍

令官の命を承け、民政の實施に任じた。

一九四二年五月に南西方面艦隊民政總監は南西方面艦隊司令長官の命を承け、同方面に南西方面艦隊民政總監は南西方面艦隊司令長官の命を承け、同方面艦隊管轄下地域の民政實施に任じた。これ等の要員は同年七月上旬現地に進出し、マカツサルに民政府及びセレベス民政部をバンジュールマンにボルネオ民政部を、アンボンにセラム民政部を設置し、且それぞれの要地に支部を設け、民政を實施した。

第四 一九四二年四月より同年初秋に至るまでの作戦

この期間に於て實施せられた主なる作戦中ビルマ、西部ニューギニア兩方面攻略作戦並に印度洋機動作戦、クリスマス攻略作戦に就いては既に記述したが、右以外に濠洲西北岸に對する航空作戦及び潜水部隊、第二十